



Title	ブンデスリーガの基本構造とRBライブチヒ -フェラインという伝統の機能-
Author(s)	釜崎, 太
Citation	明治大学教養論集, 525: 43-63
URL	http://hdl.handle.net/10291/19122
Rights	
Issue Date	2017-09-30
Text version	publisher
Type	Departmental Bulletin Paper
DOI	

<https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/>

ブンデスリーガの基本構造とRB ライプチヒ

— フェラインという伝統の機能 —

釜 崎 太

序 論

ドイツのブンデスリーガ¹⁾は、世界で最も多くの観客を集めるプロサッカーリーグとして知られている。しかし、なぜブンデスリーガに多くの観客が集まるのか、その理由の明示は難しい。

ブンデスリーガは、例えばイングランドのプレミアリーグやスペインのリーガ・エスパニョーラのように、有名選手の獲得に有利な条件を整えているわけでも、世界的に有名なダービーマッチを有しているわけでもない。にもかかわらず、その観客動員数は、他の欧州リーグを上回っているのである。

ブンデスリーガの観客動員数の推移をみると、80年代の落ち込みから90年代前半に回復し始め、2000年代に入って1試合平均4万5千人を超えるまでに成長している。つまり、ブンデスリーガの集客力の要因を探るためには、まずは90年代の変化に着目する必要がある。

本論で示すように、ブンデスリーガの90年代の改革の中心が、他の欧州リーグと同じように、ビジネス化の推進にあったことは間違いない。しかし、ブンデスリーガの場合、独自の「規制」によってある種の「伝統」が守られてきたところに、他国とは異なる大きな特徴がある。

この後者の事実には、まったくと言ってよいほど着目されてこなかったという現実には、一体、何を物語っているのだろうか。スポーツのビジネス化に注

目が集まる昨今の風潮のなかで、スポーツを捉える私たちの視野が狭くなっているとは言えないだろうか。

例えば、近年、日本のプロ・サッカーリーグ（以下「Jリーグ」と表記）をめぐる、サッカークラブの名前に企業名を入れようとする提案がある。ある報道では、企業名が入ってもクラブに誇りを感じることに変わりはないと指摘され、企業色を出しにくいために、飲料メーカーのレッドブルがJリーグクラブのスポンサーを断念したことが伝えられている²⁾。日本のサッカークラブの資金難を考えれば、スポンサー資金の獲得を目指すこうした提案の意図は十分に理解できるものではある。しかし例えば、ドイツには企業名に誇りを感じないサポーターが数多く存在し、それ自体がクラブの投資価値を生んでいる、そうした事実はほとんど報道されていないのである³⁾。

ドイツ語でクラブは「Verein^{フェライン}（以下「フェライン」と表記）」と呼ばれ、ドイツに特有の文化を形成している。そのフェラインは、市民が会費を支払って運営の一部に携わる、いわゆる「能動的参加」を理念とする歴史的背景を有しており、レッドブルの莫大な投資に支えられているRBライプチヒや、製薬会社のバイヤー社が所有するTSVバイヤー04レバークーゼンなどの企業色が強いフェラインは、あくまでも例外的な存在なのである。

今日、こうした指摘には、必ずと言ってよいほど、日本の総合型地域スポーツクラブやJリーグのモデルとなったフェラインも「すでに商業主義化しているではないか」という反論がむけられる。もちろん、スポーツのみならず、あらゆる文化が商業化の流れに抗えない現代の問題状況を、私たちはしっかりと認識しておく必要がある。

だが、ドイツでフェラインの商業主義化が嘆かれるとき、そこには商業主義化されていない、あるいは少なくとも、商業主義化されていなかったフェラインの存在が前提にされているのであり、その意味において、日本とドイツではまったく異なる状況にあると言わなければならない。にもかかわらず、ドイツ人の嘆きや表面的な数字だけを見聞して日独のスポーツを同じ土俵に

あげようとする短絡的な思考もまた、視野狭窄をもたらす病原のひとつと言えよう。

以下に示されるブンデスリーガの独自の構造は、スポーツ産業界への示唆はもとより、スポーツビジネスの隆盛とその華やかさに魅了され、スポーツの文化・芸術性に関する議論が軽視されがちな昨今の思潮にさえ、ある種の反省を迫るものになるだろう。

1. ドイツサッカーのプロ化とフェライン

ブンデスリーガの特徴を理解するためには、ドイツサッカー史の概略を振り返っておく必要がある。

ドイツにサッカーをはじめとするスポーツがイギリスから伝播してきたのは、19世紀後半のことである。当時、その受容を担った市民階級は、「労働者排除の思想」からではなく、スポーツの純粋性を保持しようとする視点から、金銭の授受を卑しいものとみなす「アマチュアリズム」を素直に受容したと言われている。

ドイツのスポーツ史は、この金銭の授受を否定するアマチュアリズムというイデオロギーが後年まで強い影響力を保ったところに、ひとつの特徴がある。サッカーのプロ化の動きも遅く、プロリーグの発足は戦後をまたなければならぬ。1950年代の後半に、海外のプロリーグに移籍する選手が急増し、ドイツ代表チームの国際大会での不振や金銭のかわりに不動産を譲渡するなどの「すり抜け」が多発したことで、アマチュアリズムを支持してきたドイツサッカー連盟（以下「DFB」と表記）も、プロ化を容認せざるをえなくなったのである。

こうして62年にブンデスリーガは「プロ」のリーグとして生まれ変わったのであるが、当時のプロ化が意味したのは、「ライセンス・フェラインから支払いを受けるライセンス選手を認める」というものであった。この規約

に明示された「ライセンス・フェライン」とは、ドイツ民法の第21条に定められている「非営利法人」として登録されたフェラインのことである。つまり、ブンデスリーガでは、50年以上も前から、非営利法人のフェラインを中心とするライセンス方式が採用されていたわけである。

そのブンデスリーガでは、ボリス・ベッカーというテニス選手が国際大会で活躍し、ドイツでテニスブームがおこっていた80年代に、地上波生中継の解禁によって観客数が激減し（地上波生中継は後に再び禁止される）、欧州全体の選手人件費の高騰ともあいまって、半数以上のフェラインが財政難に苦しむことになる。

83年には、経営危機に陥ったアイントラハト・ブラウンシュヴァイクに対して、飲料メーカーのイエーガー・マイスター社が自社の名前をチーム名につけるように提案している。非営利法人であるフェラインの名前が企業名に変更されるという異例の事態に、DFBは全国理事会を招集し、「宣伝目的でのフェラインの名称変更を禁止する」という緊急動議を発するのである。このDFBの措置に、イエーガー・マイスター社は訴訟をおこす。司法判断では、緊急動議の違法性が指摘されたものの、DFBが正式な手続きを踏むことで、「宣伝目的での名称変更の禁止」が認められ、その禁止条項が規約に明記されたのである。その際に、「企業スポーツ地域共同体を例外とする」という付帯条項が付されたことで、バイヤー社の名前を冠するTSVバイヤー04レバークーゼン（以下「レバークーゼン」と表記）の名称が存続可能になったのである⁴⁾。

「地域共同体」とは、ドイツ語で「^{ゲマインシャフト}Gemeinschaft」と表現され、家族のような親密な人間関係で結ばれた共同体のことを指している。1904年に設立された古い歴史をもつレバークーゼンは、単なる企業の宣伝目的とは異なる、親密な人間関係で結ばれた共同体として認められたわけである。

90年代に入ると、各フェラインの経営状態を改善すべく、本格的なビジネス化の時代を迎える。VIPシート、スタジアムのネーミングライツ、回

転式看板や広告入り絨毯など、今日では当たり前となっている手法の多くがこの時期に導入されたのである。

この一連のビジネス化のなかでも、ブンデスリーガに劇的な経済効果をもたらしたのが、デジタル衛星放送によって可能になった「ペイ・パー・ビュー方式」のテレビ中継の開始であった。地上波生中継を禁止しているブンデスリーガにとって、ペイ・パー・ビュー方式の導入は、放映権料だけではなく、スポンサー料の高騰にもつながった。各フェラインは、これらの資金によってドイツの有名選手を海外のプロリーグから呼び戻すなど、正の循環へと経営状態を立て直すことに成功したのである⁵⁾。

90年代のビジネス化の成功はしかし、ブンデスリーガの創設時から保持されてきた「非営利法人のフェラインにのみ加盟を認める」という規約の変更を導くことになる。98年の規約改定によって、ブンデスリーガに所属する非営利法人のフェラインが、プロのサッカー部門を切り離して企業化できるようになったのである。

この「切り離し企業化」という表現には、多少の補足が必要だろう。ブンデスリーガに所属するフェラインの多くは、サッカーだけではなく、複数のスポーツ種目の部門をもち、それらの部門はさらに年齢別やレベル別（競技スポーツだけではなく、市民スポーツの部門も含まれている）にわかれている。それらの部門からサッカーのプロ部門だけを切り離して企業化することが、98年の規約改定によって許可されたのである⁶⁾。

伝統的なフェラインからプロサッカー部門を「切り離す」ことには、多くのサポーターたちのプロテスト運動がともなった。いわゆる能動的参加方式の剥奪が危惧されたからである。そうしたプロテスト運動にもかかわらず、DFBが「切り離し企業化」を容認した背景には、ひとつには地元住民から選ばれるボランティアの理事にではなく、経営の専門家に運営を委ねることで、切り離し企業の経営を安定させようとするねらいがあった。

その一方で、非営利法人であるフェラインが利益を追求した場合、優遇の

権利（減税やスタジアム使用料の免除など）を失うという民法第43条の規定も、「切り離し企業化」に大きく影響したと言われている。90年代の後半、フェラインにおける伝統的な会費収入はすでに収入全体の数パーセントに過ぎなくなっており、フェライン（非営利法人）としての資格の剥奪が憂慮されるようになっていたのである⁷⁾。

しかし、ブンデスリーガに属するフェラインが非営利法人としての資格に欠けているという指摘は、すでに70年代から存在していた。それでもフェラインの権利が剥奪されたという事例が過去にひとつも存在していないのは、フェラインの強い「自律性」がドイツ民法によって保障されているからである。つまり、ドイツのフェラインは、外部機関の介入が困難であるという特徴を有しているのである⁸⁾。

2. 50+1ルール

「切り離し企業化」の容認にともなって、DFBは「ドイツサッカーリーグ」と「リーグサッカー連盟」というふたつの機関を設立している。ドイツサッカーリーグ（以下「DFL」と表記）とは、リーグビジネスを促進させるための有限会社である。これに対して、リーグサッカー連盟（以下「LV」と表記）とは、ブンデスリーガに所属する各フェラインの代表者たちによって構成された非営利法人のことである。つまり後者のLV自体も、ひとつのフェラインなのである。

各機関の規約によれば、3部以下のリーグに所属するフェラインにライセンスを付与するのはDFBであり、2部以上のリーグに所属するフェラインにライセンスを付与するのは非営利法人のLVである。DFBが有限会社のDFLを設置した理由は自明であるとしても（リーグのビジネス部門を専門化して市場規模を拡大するため）、DFBはなぜわざわざLVという非営利法人を設置する必要があったのだろうか。

その理由もまた、ドイツのフェラインに保障されている自律性と深い関係がある。「非営利法人のフェラインにのみ加盟を認める」というライセンス方式の変更にともなって、フェラインの破産防止やインテグリティの確保のために、ライセンスの付与を個別に審査する機関が必要になったのであるが、DFLという外部組織がフェラインに強い影響力を行使することは、フェラインの自律性の原則に反する恐れがあった。そのため、DFBはフェラインの代表者たちによって構成されるLVを設立し、ライセンスの付与をフェライン自身（LVもフェライン）が自己決定できるシステムを構築したのである⁹⁾。

この新しいクラブライセンス制度（以下「ライセンス制度」と表記）のもとで、ライセンス付与のための基準は、スポーツ基準（育成機関等）、メディア基準（メディア設備等）、財務基準（最低資本額等）、人的基準（地元選手数等）、インフラ基準（スタジアム等）、権利基準（フェライン名等）の6領域にわけられた。似たようなライセンス制度はドイツから世界へと発信され、すでにJリーグでも採用されているので詳説は不要であろうが、ブンデスリーガに独自の規制として注目しておきたいのは、権利基準の領域に含まれている次のような規則である。

権利基準の領域に示されている規則によれば、第一に、母体フェラインから切り離された企業は母体フェラインと同じ地域に所在地があり、そのフェラインの名称を使用しなければならない。第二に、同一の投資企業がふたつ以上のフェラインに影響力をもつことはできない。いわゆるマルチオーナーシップの禁止である。第三に、母体フェラインは、投資企業に対して50%よりも多くの投票権所有者を有しなければならない。いわゆる「50+1ルール」である¹⁰⁾。つまり、投資企業や「切り離し企業」ではなく、母体フェラインの側に議決権がなければならないのである。会員の能動的参加を保護しようとするこの「50+1ルール」は、他の欧州リーグには存在しない、ブンデスリーガに独自の規制である¹¹⁾。

だが、このルールにも例外条項が付されている。その条項が適用された場合、企業側は100%の投票権（議決権）をもつことができる。これは「企業が参加する許可に関する申請」というレバークーゼンの要望が98年に認められたもので、通称「レバークーゼン法」と呼ばれている¹²⁾。

レバークーゼンの申請を受けた直後のDFBの規約では、「企業が99年1月1日以前に20年以上同じフェラインを支援し、かつ将来的にも支援すると見込まれる場合」に例外条項が適用されることになっていた。そのため、バイヤー社の企業スポーツ地域共同体と認められていたレバークーゼンと、フォルクスワーゲン社の地元地域に根ざしてきたVFLヴォルフスブルクにこの例外条項が適用されたのである¹³⁾。例えばレバークーゼンは、現在でも、5つのプロ部門の他に、乗馬、カヌー、釣りなど30の市民クラブを有し、会員数は実に4万8千人を超えている。この市民スポーツ部門へのバイヤー社の負担は年間1,500万ユーロから1,700万ユーロにのぼると言われる¹⁴⁾。つまり、プロサッカー部門への年間出資額である1,500万ユーロとほぼ同額の資金が、「市民スポーツの振興」のために支出されているのである。

3. RB ライプチヒ

ブンデスリーガに独自の「50+1ルール」は、フェラインというドイツの伝統的な文化を保護するための規則でもあるが、RB ライプチヒのいわゆる「すり抜け」によって、現在、再び議論の俎上にあがっている。

RB ライプチヒは、2016/17年シーズン、設立わずか7年で1部に昇格し、昇格初年シーズンの記録となる2位という成績を収めている。なぜこのようなことが可能になったのか。事の始まりは2006年、オーストリアの飲料メーカー・レッドブルが財政危機に陥った5部リーグのFC ザクセン・ライプチヒ（以下「FC ザクセン」と表記）の買収を断念したことである。この断念には、ふたつの要因が指摘されている。ひとつはFC ザクセンのサポー

ターによるプロテスト運動、ふたつめが企業名をフェライン名に入れられないライセンス制度上の問題である¹⁵⁾。

ところが、買収を断念したレッドブルは、自社の社員9人でライブチヒに新しいフェラインを設立する。その登録名称は「ラーゼンバル・シュポルト (RasenBallSport)・ライブチヒ」である。この「ラーゼンバル・シュポルト」を日本語に訳せば、「芝生の球技」であるが、このようなドイツ語は、通常、使用されていない。つまり創作されたドイツ語なのである。その頭文字をとって「RBライブチヒ」と表記する一方で、HPには「レッドブル・ライブチヒ」と記載するなど、「RB」から「レットブル」を想起させるような宣伝活動が展開されている。

レッドブルはフェラインの設立後、SSV マルクランシュタットから5部リーグの試合権を買収する。さらにライセンスの獲得のためには育成部門の所有が必要であったため、レッドブルの買収の断念後に破産したFCザックセンから育成部門を引き継ぐことで、ライセンスを取得したのである。

その後はレッドブルからの莫大な投資を背景に、1部リーグから若手を引き抜き、3部リーグの移籍金の最高額を更新したり、オーストリアのレッドブル・ザルツブルクから有望選手を移籍させるなど、強引とも言える戦略で1部リーグまで駆け上がってきた。もちろん、こうした企業戦略をDFL¹⁶⁾が問題視しなかったわけではない。特に2部リーグに昇格する際、ライセンス付与のために三つの条件を課している。

ドイツのライセンス制度においては、フェラインの自律性を尊重する観点から、ライセンスの「拒否」ではなく、あくまでも「条件」が課されるのだが、RBライブチヒに課された条件は次のようなものであった。第一に、高額な年会費(800ユーロ)の改善である。高額な年会費がレットブルの社員9人以外が会員になることを排除していると考えられたのである。第二に、フェラインの理事全員がレッドブルの社員であるなど、企業依存の体質の改善である。第三に、レッドブルの企業ロゴに酷似しているフェラインのロゴの変

更である。これらのいずれにも、レッドブルは形式的なリフォームをおこなうことで回答している。例えば、企業依存の体質を改善するために、理事会の上位組織に第三者からなる監査機関を設けるなどである¹⁷⁾。

しかし、そうした形式がDFLの意図通り有効に機能しているかは、極めて不透明と言わざるをえない。例えば、新しく提示されたロゴが以前のものとほとんど変わらないものであったことは、ドイツ国内では広く知られている。それと同様に、監査機関が設置されたとは言え、議決権をもつフェラインの役員がレッドブルの社員に占められていることに変わりはない。

なぜ、この程度の変更によって、RBライプチヒはライセンスを獲得することができたのか。その主な理由も、すでにいくつか指摘されている。第一に、訴訟になった場合のDFLの敗訴の可能性である。レッドブルの社長ディートリヒ・マテシッツは、訴訟の可能性を強気に発言し¹⁸⁾、逆にDFLの理事長クリスチャン・サイファートは、「法的に攻撃できるかも知れない」¹⁹⁾と発言していた。これは、3部までと2部からのライセンスの付与に大きな取り扱いの違いがあったことに起因している。第二に、マテシッツはメディアを通じて「ライセンスが得られなかったらドイツのサッカーから手を引く」とコメントしていたが、すでに翌シーズンの日程が組まれていたため、レッドブルの撤退の影響は甚大であった。第三に、これが最大の理由と言われているが、ドイツ各地でのプロテスト運動にもかかわらず、地元のライプチヒでは、レッドブルのプロジェクトが熱烈に支持されていたのである。

例えば、RBライプチヒのライセンス拒否を求める署名活動、RBライプチヒのホームゲームでの応援の拒否、他のフェラインのサポーターたちの連携組織による批判的声明文の公表など、レッドブルの企業姿勢にはドイツ各地で数多くのプロテスト運動が展開されていた。それにもかかわらず、地元ライプチヒに関しては、次のように伝えられているのである。「地元ライプチヒのメディアは、例外なくこの（レッドブルの：釜崎注）プロジェクトをポジティブに報道している。地方政治も、経済的なポテンシャルを認識し、

地元世論を支持している。ライセンスの剥奪は地方全体にとってのカタストロフィと位置づけられた。それがDFLに与えたプレッシャーは小さなものではなかった」²⁰⁾。

歴史的にみれば、ライプチヒは1900年にドイツサッカー連盟が設された場所であり、1903年にドイツ初の全国大会で優勝したのもVfBライプチヒであった。戦後の56年には、ライプチヒのダービーマッチで10万人という歴代最高の観客動員数も記録している。ところが、東西ドイツ統一後、旧東ドイツ地区には1部リーグで持続的に活躍できるフェラインが存在していなかったのである。サッカー熱が非常に高かったライプチヒの人々のフラストレーションは最高潮に達していたと言われる²¹⁾。そのポテンシャルをうまく利用したのが、レッドブルだったのである。RBライプチヒのプロサッカー部門の代表者は、自らの戦略について、「目指しているのはサッカー大国のトップに立つことであり、ライプチヒはそれに相応しい場所だ」²²⁾と公言してさえいたのである。

逆に言えば、このことは、ライプチヒ以外の都市では、レッドブルのような戦略が成功する可能性が低いことを示唆している。つまり、一部で報道されているような、模倣犯による「50+1ルール」の「すり抜け」の横行やその形骸化は、ライプチヒ以外の地域では考え難い状況にあるのである。

「50+1ルール」を骨抜きにするような「すり抜け」がドイツでおこりにくいのは、自ら能動的に参加しているフェラインを、地元住民が強く支持しているからである。例えば、ビジネス推進派のハノーヴァー96SV（以下「ハノーヴァー」と表記）の代表者マルティン・キントは、「50+1ルール」の撤廃をDFLの会議に諮ったことがある。通称「ハノーヴァー法」である。キントは「50+1ルール」の撤廃を求める理由を、「投資の魅力の半減が国際的な競争力の低下につながる」からと説明している。しかし、あるアンケート調査では、伝統的なフェライン志向の強い1.FCケルン（以下「FCケルン」と表記）のサポーターだけではなく、レバークーゼンのサポーターでさ

えも、その90%近くが「50+1ルール」の存続を支持している²³⁾。いくつかのサポーターのフェライン（サポーターズクラブ）は、「50+1ルール」の維持を訴える署名活動をハノーヴァーの試合前におこなってもいる。

ドイツにおいて「50+1ルール」は、「草の根民主主義的な意思決定」²⁴⁾を守るものとか、「50+1ルール」の破棄は「フェラインの会員が決定権を失い、ファンからの『没収』が加速化されると考えられている」²⁵⁾などとも指摘されている。「50+1ルール」を支持する意見がこれほど多ければ、その破棄がファン離れを生み、サッカーブームに水を差す恐れがあることは、DFBやDFLの理事でなくとも容易に理解できるだろう。

このような状況は、「企業名を入れてもクラブを誇りに思う」と伝えられている日本とは、大きく異なっていると言わなければならない。こうした地域住民が「守るべきフェライン」の存在によってはじめて、2部リーグに降格しても、例えば、VfBシュツットガルト1893（以下「シュツットガルト」と表記）やFCケルンの1試合平均観客動員数が4万人を超えるといった、日本では考え難い事態が生じるのである。

結局のところ、「50+1ルール」の破棄を求めた「ハノーヴァー法」は、DFL会議でわずか一票しか獲得できずに却下されている。キントの仲裁裁判所への訴状もまた却下され、現在でもドイツ独自の「50+1ルール」は存在し続けているのである。

4. スポーツ「フェライン」という伝統

ブンデスリーガにおけるレッドブルの企業戦略に対するドイツ国内の最も一般的な批判は、「大金で作られたクラブは『伝統 (Tradition)』をもたない『人工クラブ (künstlicher Verein)』に過ぎない」という表現であろう。新聞、雑誌、ネットなどでよく目にするこのようなドイツ語の慣用的な表現に現れている価値観のもとに、自らの「伝統」を誇示するかのような、フェ

ラインの「略称」が数多く使用されているのである。

例えばヘルタ・ベルリン SC やハンブルガー SV の S は、「サッカー」ではなく「スポーツ」を意味している。VfL ヴォルフスブルクや VfL ボッホムの VfL は「身体運動のフェライン (Verein für Leibesübungen)」を指している。さらに、「TSG ホッフェンハイム」や「TSV バイヤー 04 レバークーゼン」の T は「ドイツ体操 (Turnen)」を意味しているが、いずれもドイツ土着の体操とイギリス生まれのスポーツの抗争の結果、多種目型のスポーツフェラインとして形成されてきた自らの出自が表現されている。

また、BVB09 ドルトムントの「BVB」は、最初の B が「球戯」、V は「フェライン」、最後の B が「ボルシア」、09 が「1907 年 (創設年)」である。ボルシアは直接的にはプロイセンという邦名を意味するが、それは 19 世紀の学生組合に好まれていた名称でもあり、ドルトムントの出自が学生組合にあることが暗示されている。

このようにみえてくるならば、RB ライプチヒの頭に冠された「RB」という略語もまた、フェラインの伝統的な手法をレッドブルが逆手にとったものであったと言えるが、むしろ重要なことは、レッドブルの企業戦略に対する批判に端的にみられるように、ドイツの少なくない人々がフェラインの「伝統」に誇りをもち、それを現代の「商業主義」に対置させているという事実なのである。ここでは、その「伝統」の特徴を、現在のブンデスリーガと関係する四つの視点から示しておきたい。

第一に、ドイツのフェラインには、彼ら自身が「伝統」と自認する「神話」が数多く存在し、地元住民を魅了するひとつの原動力となっている。例えば、FC シャルケ 04 (以下「シャルケ」と表記) には「炭鉱労働者のフェライン」という神話がある。シャルケの場合、実証的には「経営者中心のフェライン」から出発し、労働条件が改善される 1920 年代までに炭鉱労働者のフェラインになっている。当時はまだアマチュア規定が存在していたのだが、実際にはすでに選手たちへの支払いが常態化していた。ところが市民階級によって

構成されていた地方のサッカー連盟は、労働者が数多くプレーしていたシャルケだけを狙い撃ちにし、アマチュア規定違反で出場停止の処分を科す。このスケープゴート化が「労働者階級のフェライン」対「市民階級のフェライン」という図式を大衆の間に広め、シャルケを全国区の人気チームへと押し上げたのである²⁶⁾。

ドイツ国内でさらに有名なのがFCザンクトパウリ（以下「ザンクトパウリ」と表記）の「反商業主義」と「反ナチズム」という神話である。この神話のおかげで、2部の下位を低迷する成績にもかかわらず、ザンクトパウリの1試合平均観客動員数は3万人に達し、スタジアム稼働率は99%を超えている。現在では、反商業主義を掲げるザンクトパウリのファンは200万人以上存在し、反商業主義に共感する人々は1,900万人にも達すると言われている。

ザンクトパウリの地元の港町は貧困街であり、左翼思想が非常に強い地域である。80年代には、港町の公営住宅の空き屋にホームレスが住み着き、その不法居住者を排除しようとした行政側と市民のデモ隊が衝突する事件がおきている。これと同じ時期に、ひとりのサポーターがスタジアムにもち込んだパンク音楽のドクロマークがフェラインのシンボルになったのである。

90年代のはじめには、地元ダービーマッチのライバルであるハンブルガーSVのサポーターの間にネオ・ナチが生まれ、それにプロテストしようとするサポーターたちがザンクトパウリに合流することで、「反商業主義」と「反ナチズム」を掲げる彼らの神話が世界中に発信されている。さらに2000年代に入ってから、イングランドのマンチェスター・ユナイテッドFCがアメリカの大富豪マルコム・グレイザーに買収された際、それにプロテストするサポーターズトラストが新しく結成したサッカークラブ、FCユナイテッド・オブ・マンチェスターにひとつのモデルを提供することにもなっている。

こうしたフェラインの「伝統」に育まれた独自の特徴は、第二に、ドイツ語で「Geselligkeit」と表現される「社交」にもみて取ることができる。ド

イツ体操との抗争のなかで、イギリス文化のスポーツが「社交」の手段とみなされることではじめて定着してきた歴史をもつドイツでは、現在でもスポーツフェラインにおいて世代や男女の違いを超えて会話が楽しまれ、クリスマス会やフェラスティバルなどが催されている。ある調査では、「フェライン活動とは心地良い社交のことである」に85%が賛成し²⁷⁾、「スポーツフェラインには社会的な交流がある」に3分の2が賛成している²⁸⁾。こうした側面を捉えて、ある社会学者は、「社交はフェラインに不可欠な条件であり、活動目的は単なる誘引に過ぎない」²⁹⁾とまで表現しているのである。

第三に、ドイツ民法によって保障されている「自律性」もまた、フェラインの伝統のひとつと言える。歴史的にみれば、ドイツのフェラインは、ツンフト権の消滅後、1794年にプロイセンの一般ラント法で「結社の自由」が承認されて以降、全国各地に広まってきた。例えば、当時の読書フェラインでは、まだ貴重であった書籍が輪読され、彼らが作った読書部屋は公的な図書館の前身ともなっている。市民は、読書フェラインにおいて教養や政治の情報を獲得するだけでなく、読書という主体的な経験を通して、次第に市場関係や政治的な規制について考えるようになっていったのである³⁰⁾。

戦後のドイツにおいては、民法（特に21条）と基本法（特に9条）において、フェラインが「国民の権利」と明記され、その「自律性」と「自己決定権」が保障されてきた。そうしたなかでスポーツフェラインは、第二の道政策（59年）やゴールデンブラン（60年）といった市民スポーツ振興のための公的支援に支えられながら、数多くのボランティア運営者の助力によって、その数を倍増させてきたのである。

このボランティアの存在に、四つめの「伝統」をみることができる。もちろん、90年代以降、民間のフィットネスクラブやスポーツイベント会社などの台頭によって、ボランティアに支えられてきた伝統的なフェラインの活動が困難になっていることも事実である。スポーツに限らず、あらゆる文化が商業化している現代において、若者たちのボランティア離れは深刻である。

それにもかかわらず、ドイツにはまだ9万以上のスポーツフェラインが存在し、その2,700万人の会員のうち、ボランティア運営や社交的な催しにのみ参加するひと、あるいはスポーツから引退したひとやサポーターのフェラインなど、非活動的な会員は旧西側で50%近く、旧東側で30%近くにのぼると言われる³¹⁾。それゆえフェラインは、今日でもなお、「ボランタリー・アソシエーションズ (voluntary associations)」³²⁾ や「市場共同体のなかの地域共同体 (Vergemeinschaftung in der Gesellschaft)」³³⁾ などと表現され、ドイツの人々に愛されているのである。

おわりに — スポーツフェラインにみる「伝統」と「商業主義」—

現代のあらゆる文化と同様、ドイツのフェラインもまた、商業主義化という大きな流れから自由なわけではない。しかしながら、フェラインの歴史性を背景にもつドイツにおいて商業主義化が嘆かれることと、日本においてフェラインの商業主義化が批判されるのとでは、全くその意味は異なっている。

例えば、ザンクトパウリが掲げる「反商業主義」と「反ナチズム」に共感する人々は、現在、1,900万人にも達すると言われている。この神話のおかげで、フェラインのシンボルになっているドクロマーク入りの商品が世界中でとぶように売れているという逆説が示すように、反商業主義を自らの神話に掲げるザンクトパウリであろうとも、グローバルな資本主義社会の外部に存在しえているわけではない。

しかしながら、ザンクトパウリのサポーターたちは、パンク音楽の商品として流通しているドクロマークに、「反商業主義のフェライン」というまったく異なる意味づけを与え、ネオ・ナチにプロテストしようとする「反ナチズム」運動と接合し、さらにはマンチェスター・ユナイテッドFCの買収にプロテストしたイングランドのサポーターズトラストにさえ、ひとつのモデルを提供してきたのである。いわば、「人と人、モノとモノ、運動と運動を

繋ぎ、別の集合性やネットワーク、社会運動やエコロジー、反資本主義の身ぶりに接合される事例」³⁴⁾をそこにみることができる。

このザンクトパウリの事例に典型的であるように、たとえフェライン文化が商業主義に侵食されつつあるとしても、現代ドイツ人の観念のなかにあるフェラインは、「伝統」と「商業主義」がせめぎ合う「場（戦略域）」そのものなのである。

この「場」の問題と密接に結びついた「公」の痕跡もまた、いたるところにみることができる。例えば、FCバイエルン・ミュンヘンは5つのプロ部門の他に7つの市民スポーツを有しているが、そのフェラインを筆頭株主とするプロサッカー部門の財務担当者は、プロ部門を企業化する時期に、「企業として1,900万DMの税金を支払い、フェラインとして市から6,000DMの土地使用料を免除されている」³⁵⁾と語っている。このような事態は、バイエルン市のフェラインについて「公費助成15%」、「6割以上が公共施設を無償で利用」³⁶⁾と日本の研究者が指摘するような事実とも繋がっている。

あるいはまた、企業のフェラインとして有名なレバークーゼンがプロサッカー部門への出資とほぼ同額の資金を費やして、市民スポーツを振興していることも指摘した通りである。このような市民への支援と市民からの支持があるからこそ、レバークーゼンは、常にブンデスリーガの規制の枠外におかれてきたのである。例えば、レバークーゼンのプロサッカー部門の統括責任者は、あるインタビューに答えて、プロ部門で「利益を出そうとは考えていない」と明言している³⁷⁾。つまりレバークーゼンの「財産 (Eigentum)」は、貨幣の量的な等価性に単純に還元しうるものではないのである。

さらに、ある報告によれば、商業主義化が嘆かれている今日でさえ、あるスポーツフェラインでは、保護者たちのボランティアによるケーキ販売によって週末の2日間だけで1,000ユーロを売り上げ、子どもたちのスポーツ活動の運営資金にあてられたと言う³⁸⁾。遠い過去の理想視であるかのように日本で受け止められがちなこの草の根的な実践にこそ、フェラインの質的な「固

有性 (Eigentum)」が最もよく示されているように思われるのである。

こうした現実が今なお存在し続けているからこそ、フェラインという「伝統」を守ろうとしてきた「50+1 ルール」には——現実的な機能の成否とは別に——、貨幣の量的な等価性にすべてが還元されようとしている現代社会のなかで、フェラインの質的な固有性を守ろうとするプロテストの意図——たとえそれが商業主義に包囲された、観念的なものに過ぎないのだとしても——を読み取ることができるのである。

日本サッカーの未来像には多様な議論がありうるとしても、ビジネス化の時代にドイツに学ぶべきは、私的領域と公的領域の際限なき解体に幸福の幻想を抱かせるかのようなレッドブルの企業戦略などではなく、スポーツフェラインの伝統にみられるような質的な「固有性=財産 (Eigentum)」を育み守ること、その古くて新しい実践なのではないだろうか³⁹⁾。

注および文献

- 1) ドイツ語の「Bundesliga」は「全国リーグ」を意味し、すべてのスポーツ種目に用いられているが、本稿ではサッカーに限定して使用している。
- 2) 金子達仁 (2014) 初代チェアマンの力を借りてJリーグのクラブ名に企業名の復活を。未熟なる日本のスポーツ。 https://newspicks.com/news/687501/body/?ref=user_9057。最終閲覧日 2017 年 6 月 20 日。
- 3) 日独の間には大きな隔りがあるとしても、この問題に関して言えば、ドイツの現実から私たち日本人が得られる示唆は小さくない。その示唆の内容を明示することが本稿の目的のひとつである。
- 4) Bäune, S (2001) Kapitalgesellschaften im bundesdeutschen Lizenzfußball. Shaker Verlag. Aachen. S.51. Sablowskz, P (2011) Investitions beschränkung im deutschen Profifußball. Verlag Dr. Müller. Saarbrücken. S. 26-27.
- 5) この時期、10 倍近くに跳ね上がった放映権料は、放映権のリーグ管理方式に対する各フェラインの不満を増大させ、訴訟問題を引き起こしている。ドイツ連邦裁判所は、放映権の一括管理をカルテルとみなしたが、DFB は連邦参議院とともに、スポーツをカルテルから除外する「例外条項」を作成する。この新しい条項案が 98 年に「連帯規則」として連邦議会を通過し、リーグによる放映権の一括管理が合法と認められたのである。つまり、DFB は、法改正によって放映

権のリーグ管理方式を守ったのである。

- 6) 2016/17年シーズン、ブンデスリーガの1部リーグには、合資会社が5つ、株式会社4つ、有限会社が5つ、フェラインが4つ所属している。以下では、これらの組織を「フェライン」に代表させる。なぜなら、後述する「50+1ルール」のゆえに、いずれの形態においても、その組織を代表するのは「フェライン」ということになっているからである。
- 7) Scholz, I (2006) Umwandlung von Idealvereinen in Kapitalgesellschaften: Gesellschaft- und steuerrechtliche Aspekte am Beispiel der Fußball-Bundesliga-Vereine. Universität Oldenburg. S. 23. Sablowskz, P., S. 10-11.
- 8) Engelhardt, J (2014) Das Lizenzierungsverfahren der DFL, die 50+1-Regel und RB Leipzig. GRIN Verlag. Norderstedt. S. 7.
- 9) Engelhardt, J., S. 7.
- 10) 「持分所有者の集会において、投票参加の50%を超えて、最低限もうひとりの投票参加者を任意にすえたならば」(LV規約第8条2項, DFB規約第16条C項) ライセンスを得ることができる。
- 11) Optiz, J (2003) Kapitalgesellschaften im Profi-Fußball: Eine vergleichende Analyse von Anlegerstrukturen und Anlegerstrategien des Profi-Fußballs in England, Spanien, Italien und Deutschland. Shaker Verlag. Aachen. Sablowskz, P., S. 32-33.
- 12) Schaefer, P (2019) Die Vereinbarkeit der "50+1"-Regel mit dem Europarecht. Nomos Verlag. Baden-Baden. S. 91f. Engelhardt, J., S. 18.
- 13) 現在では、ビジネス推進派のひとりであるハノーヴァー96SVの代表者マルティン・キントが、この例外条項の「99年1月1日以前に」という期日設定が会社法の「平等な取り扱い」の原則に反するとして仲裁裁判所に提訴し、その主張が認められたことから、「20年以上の支援」に適合したTSG Hoffenheim (2015年)とハノーヴァー96SV (2018年)にも、この例外条項が適用されている。Engelhardt, J., S. 16-18.
- 14) 小林至 (2005) スポーツ球団と地域経済との正しいあり方を築くために、東京財団研究報告書。pp. 57-60.
- 15) Kallenbach, T (2014) Fußball in Leipzig. Chancen und Probleme durch das Arrangement von Red Bull. Akademiker Verlag. Saarbrücken. S. 22. Anonym (2014) Der Zusammenhang von Sport und Medien am Beispiel der Lizenzierung des RB Leipzig für die 2. Fußball-Bundesliga. GRIN Verlag. Norderstedt. S. 11.
- 16) DFLとLVは全くの別組織というよりも、DFLの内部に自律したLVの組織が位置づけられているというのが実情に近く、LVの名称も発足当初は「DFLフェライン」であった。それゆえ、両組織を一括する表現として「DFL」が一

般的に用いられている。本稿においても、以下では両組織を一括する表現として「DFL」を使用する。

- 17) Teevs, C (2014) Umstrittener Verein: RB Leipzig erhält Zweitliga-Lizenz Hamburg. In: Spiegel online. <http://www.spiegel.de/sport/fussball/2-liga-rb-leipzig-bekommt-lizenz-von-der-dfl-a-969700.html>. 最終閲覧日 2017年6月24日. Anonym, S. 17-19.
- 18) Aleythe, S (2014) Lizenzstreit um Aufstieg in die 2. Liga. Das stört die Deutsche Fußball Liga an RB Leipzig. In: Süddeutsche Zeitung. München. <http://www.sueddeutsche.de/sport/lizenzstreit-um-aufstieg-in-die-liga-das-sport-die-deutsche-fussball-liga-an-rb-leipzig-1.1956706>. 最終閲覧日 2017年6月24日.
- 19) Engelhardt, J., S. 1.
- 20) Wächter, W (2014) Ärger um Lizenz. Leipzig — Im Leipziger Rathaus herrscht große Sorge angesichts der Empörung von Red-Bull-Chef Dietrich Mateschitz über die bislang verweigerte Lizenz für die 2. Fußball-Bundesliga. In: Märkische Allgemeine Zeitung Online. <http://www.maz-online.de/Transfer/Sportbuzzer/Aerger-um-Lizenz>. 最終閲覧日 2017年6月24日.
- 21) Papenfuhs, F (2014) Kritik an RB Leipzig — berechtigt oder haltlos? In: Inside 11. <http://inside11.de/rb-leipzig-2-kritik/>. 最終閲覧日 2017年6月24日. Anonym, S. 24-25.
- 22) Kallenbach, T., S. 22.
- 23) Sablowsky, P., S. 56-61.
- 24) Dirk, V (2010) Die “50+1”-Regel zwischen Verbandsautonomie und Wettbewerbsfreiheit. In: Causa Sport. 1. S. 28.
- 25) Kollmann, T (2009) Agenda 50+1. Vorschlag zu Gestaltung der Aufnahme von Investoren bei Bundesligaverein — Empfehlungen für einen Kompromiss zwischen Liga, Vereinen, Fans und Investoren. Universität Duisburg. Essen. S. 1.
- 26) Kuster, M (2009) Sport und Politik. Die Geschichte des FC Schalke 04 im “Dritten Reich”. GRIN Verlag. Norderstedt. Goch, S/Silberbach, N (2005) Zwischen Blau und Weiß liegt. Der FC Schalke 04 im Nationalsozialismus.
- 27) Agricola, S (1997) Vereinswesen in Deutschland. Eine Expertise im Auftrag des Bundesministeriums für Familie, Senioren, Frauen und Jugend. Kohlhammer Verlag. Stuttgart. S. 82.
- 28) Schlagenhaut, K (1997) Sportvereine in der Bundesrepublik Deutschland. Strukturelemente und Verhaltensdeterminanten im organisierten Freizeit-

- bereich. T. I. Hofmann Verlag. Schorndorf. S. 95.
- 29) Freudenthal, H (1968) Vereine in Hamburg. Ein Beitrag zur Geschichte und Volkskunde der Geselligkeit. Museum für Hamburgische Geschichte. Hamburg. S. 27. Müller, W (2008) Der Verein — ein blinder Fleck der Organisationssoziologie. In: Soziologie. 3. S. 487.
- 30) Müller, W., S. 481-484.
- 31) Heinemann, K/Schubert, M (1994) Der Sportverein. Ergebnisse einer repräsentativen Untersuchung. Karl Hofmann Verlag. Schorndorf. S. 146.
- 32) Müller, W., S. 478-479.
- 33) Müller, W., S. 496.
- 34) 山本敦久 (2016) スポーツを通じた抵抗 — C. L. R. ジェームズとカルチュラル・スタディーズの抵抗理論 —. スポーツ社会学研究. 24-1 号. p. 33. カルチュラル・スタディーズの視点から言えば, サンクトパウリのサポーターたちの行為・解釈・表現活動は「抵抗」と定義すべきものであろうが, 本稿では詳しく立ち入るだけの紙幅がない。稿を改めて論じる予定である。
- 35) Empacher, S (2000) Die Vermarktung der Fussball-Bundesliga. Wieland Verlag. Pforzheim. S. 42.
- 36) 高津勝 (2011) ドイツにおけるスポーツの振興 — 日本に欠けているものは何か —. たのしい体育・スポーツ. 9. pp. 17-18.
- 37) 小林, p. 59.
- 38) 坂本健二 (2016) 今, ドイツから学べること. 総合型地域スポーツクラブの運営. 事業構想. 1. p. 59.
- 39) この最後の論点もハンナ・アーレントの公共論を意識したものではあるが, すでに紙幅が尽きている。稿を改めたい。

(かまさき・ふとし 法学部准教授)